

○ みんなで考えよう、人権問題
町民意識調査にご協力ください

内子町では3年に1度、人権問題に関する町民の意識調査を行っています。調査結果は、今後の人権・同和教育および啓発活動に役立てます。

30年度は次の要領で調査を行いますので、ご協力をお願いします。全ての人々の人権が尊重され、差別のない明るく心豊かな町をみんなでつくりましょう。

- 調査対象 町内在住の20歳以上の男女、各600人(合計1200人)
- 選出方法 住民基本台帳から年代・男女別で無作為に抽出※抽出された対象者へ調査票を郵送します。回答を同封の返信用封筒で返送してください。
- 【問い合わせ】
自治・学習課 生涯学習係(内子分庁内)
☎0893(44)2114

○ きれいな町で来訪者を迎えよう
9月は屋外広告物適正化の強化月間

訪れた人々を美しい景観で迎えるために、愛媛県と各市町は、違反屋外広告物の除却などをして、景観を維持しています。

9月はこの活動の強化月間です。信号機や道路標識に貼られたステッカー・はり紙などの違反広告物を撤去しますので、見かけた場合は、ご連絡ください。内子町内で看板・立て看板などを表示する場合は、内子町屋外広告物条例に基づく許可が必要です。屋外広告物を設置する場合は、県に登録した屋外広告業者に依頼してください。



町並み保存地区の景観

【問い合わせ】
総務課 政策調整班
☎0893(44)6151

○ 31年度奨学生を募集します

内子町は経済的な理由で就学が困難な人に対して、奨学金を無利子で貸与します。

- 募集人員／貸与金額(予定)
▽内子町奨学生
・ 高等学校奨学生 7人／月額1万8000円
・ 大学奨学生 8人／月額5万円
▽高畑奨学生
・ 大学奨学生 2人／月額7万円
● 貸与期間 31年4月から、進学した学校の最短期間
● 貸与資格 ①②③を満たす人
①日本国民で保護者が内子町に在住する人の内、来春、高等学校または大学・専門学校な

どに進学を希望する人
②学業・人物ともに優れ、学資の支弁が困難と認められる人
③他の奨学資金・給付を受けていない人

- 出願方法
▽町内在学 学校に相談の上、願書を提出してください
▽町外在学 内子町教育委員会事務局にご連絡ください
※返還の方法や猶予・免除などの詳細は、お問い合わせください。
- 【問い合わせ】
内子町教育委員会(内子分庁内) 学校教育課 学校教育係
☎0893(44)2124

○ 玄関先にステッカーを貼って
「身元調査お断り運動」に参加しよう



「身元調査お断り運動」の一環で、町内の全世帯へステッカーを配布しています。玄関先

などに貼って、運動にご協力ください。ステッカーが汚れたり剥がれたりしたときは、新しいものを届けますので、自治・学習課までご連絡ください。

【問い合わせ】
自治・学習課 生涯学習係(内子分庁内)
☎0893(44)2114

コラム*ねんきん瓦版

受給額を増やしたい人にお勧め
「国民年金付加年金制度」

「国民年金付加年金制度」ってこんな制度

国民年金の一般保険料に、付加保険料として月々400円を納付することで、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされる制度です。

付加年金として上乘せされる年金額は「200円×付加年金保険料納付月数」となります。

- (例)
付加保険料を10年間(120月)納付した場合
- ◎納付する保険料
400円×10年間(120月) = 48,000円
 - ◎毎年老齢基礎年金に加算される年金額
200円×10年間(120月) = 24,000円
- ※物価に応じた増額・減額はありませぬ。

国民年金を受け始めてから、2年間で納付した付加保険料分となり、3年目以降はお得です。

制度を利用するときの留意事項

- ・利用できるのは、国民年金第1号被保険者である農業者や自営業者、学生などです。
- ・希望する人は、役場の窓口または年金事務所へ申出書を提出してください。
- ・付加保険料だけの納付はできません。
- ・国民年金保険料の免除・猶予・学生納付特例を受けているとき、国民年金基金に加入しているときは、付加保険料を納付できません。
- ・納付期限は対象月の翌月の末日です。期限を過ぎると納付できません。

【問い合わせ】
○住民課 国民年金係
☎0893(44)6152
○松山西年金事務所
☎089(925)5105

—— 漂う和楽器の音色と月明かりに照らされる町並み ——

八日市町並 観月会

平成30年 9月23日・24日

- 開催時間 午後6～9時 (24日のみ)
- 場所 八日市護国伝統的建造物群保存地区 ▶高昌寺のお月見茶房(200円・100食限定)
- 主な催し ▶はぜとり唄・踊り
- (両日開催) ●開催日の交通規制
▶行灯によるライトアップ 午後7～9時までの間、町並保存地区は車両通行止めになります。
▶町家での琴の演奏 ※午後5時から9時半まで町並駐車場を無料開放します。ご利用ください。
- ▶上芳我邸庭園の和楽器演奏会(吉井盛悟さん、山野安珠美さん) 【問い合わせ】
▶月見団子の販売(200円) 八日市・護国町並保存センター
※数量限定。お持ち帰りはできません。 ☎0893(44)5212 ※火曜日定休
▶手漉き和紙作品展 他

○「若年性認知症」の早期発見・治療のために

「若年性認知症」とは、65歳未満で発症した認知症をいいます。進行を遅らせるには、早期発見・治療が大切です。そこで地域包括支援センターでは、「認知症初期集中支援チーム」を設置し、40歳以上の人を対象に支援をしています。

40歳以上で、次のようなことがありましたら、ご相談ください。医療や介護の専門職が訪問し、適切な医療・介護に結びつ

ける他、自立生活を支援します。物忘れなどで、日常生活に支障が出ている

・認知症と診断されたけれど治療を中断してしまった
・認知症の症状で家族が介護や対応に困っている

・病院に連れて行きたいのに本人が拒んでいる

【相談・問い合わせ】
地域包括支援センター
☎0893(44)6154

○「在宅福祉サービス」で安心な生活を

在宅福祉サービスを紹介し、ぜひご利用ください。

《緊急通報システム事業》

緊急通報専用電話を貸し出します。専門業者が緊急通報に24時間体制で対応。月に1回以上、電話で安否を確認します。

- 対象 内子町在住の1人暮らし高齢者・重度身体障がい者
- 条件 緊急連絡のために利用者の親族など3人程度の協力者や居住地区の民生児童委員の承諾と、固定電話が必要
- 費用 月額200～300円

※固定電話に掛かる費用は利用者負担です。

《ミニデイサービス事業》

健康チェック、リハビリ、入浴などで、心身機能の維持を図ります。送迎や昼食もあります。

- 対象 介護保険制度を利用していない高齢者
 - 条件 居住地区民生児童委員の承諾が必要
 - 費用 1回1150円
- 【申込・問い合わせ】
保健福祉課 高齢者福祉係
☎0893(44)6154

○虐待を見つけたら、すぐに相談窓口へ

次のようなことを見かけたら相談窓口へご連絡ください。

- ・子どもの泣き声や大人の怒鳴り声が聞こえる
- ・体にあざや傷がある
- ・暴言を吐かれている
- ・ひげや髪が伸びているなど不衛生な状態で、介護を放棄されている

児童・障がい者・高齢者に対する虐待は、ささいなことが積み重なって問題が深刻になる場合があります。連絡者の情報は守られますので、虐待の早期発見のために、地域の皆さんのご協力をお願いします。

【連絡先・問い合わせ】
保健福祉課・地域包括支援センター
☎0893(44)6154

○「歴史まちづくりシンポジウム」で未来を語ろう

30年度中の策定を目指す「内子町歴史的風致維持向上計画」などを通して、内子町の未来を語るシンポジウムを開きます。

- 日時 10月14日(日)午後1時30分～4時30分
- 場所 内子座
- 参加費 無料
- 内容

▽歴史まちづくりの講演(講師・神戸芸術工科大学教授 西村幸夫さん)
▽まちづくりについてのパネルディスカッション 他
※受講希望者は9月30日(日)までにお申し込みください。

●企画展示「うちこ研究室」

- 期間 10月13日(土)～15日(月)午前9時～午後4時30分
 - 場所 歴史民俗資料館
 - 入館料 期間中は無料
- 【申込・問い合わせ先】
八日市・護国町並保存センター
☎0893(44)5212



企画展示「うちこ研究室」では東大の学生たちの提案を展示

支援の掲示板

負担軽減で被災者の皆さんを支援

内子町では被災した人たちの負担を軽減するため、国民健康保険と後期高齢者医療保険の窓口負担と、介護保険のサービス利用料を免除します。

内子町の各保険の被保険者であれば、住所地特例などで町外で生活していて、被災した場合も対象です。国保税などの町税、後期高齢介護保険料も減免できますのでご相談ください。

- 実施期間 10月31日まで
- 対象者 次のいずれかに該当する人
 - ・住家の全半壊、床上浸水などの被災を受けた
 - ・主な生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った
 - ・主な生計維持者が業務を廃止、休止、失業などで、現在収入がない

●申請方法 一部負担金などの免除を受ける場合は、対象となる事由を証明する書類を添えて、申請してください。詳しくは各係へお問い合わせください。

- 【問い合わせ】
- 国民健康保険について
住民課 国民健康保険係
☎0893(44)6152
 - 後期高齢者医療保険について
住民課 後期高齢者医療保険係
☎0893(44)6152
 - 介護保険について
保健福祉課 介護保険係
☎0893(44)6154

営農再建を支援する相談窓口

被災した農家が、営農を再開するために利用できる補助事業の紹介や営農を継続するための技術支援など、さまざまな相談にワンストップで対応する窓口を設置しました。

●開設時間 午前8時30分～午後5時15分
※月～金曜日の平日のみ利用できます。

- 主な相談内容
 - ・営農再開のための支援事業の紹介
 - ・事業申請などの事務手続きのサポート
 - ・営農を継続するための技術支援
 - ・農地、農道の復旧対策
 - ・その他、再建に必要なこと

【相談窓口・問い合わせ】
南予地方局八幡浜支局地域農業育成室
☎0894(23)0163

農林業者の金融支援を紹介

農林業者が被災した場合に利用できる制度資金や、償還条件の緩和制度の紹介などを行う相談窓口を設置しています。

●時間 午前8時30分～午後5時15分

●主な制度資金

《農林漁業セーフティネット資金》

▷貸付限度額 600万円または年間経営費などの12分の3

《農林漁業施設資金(災害復旧)》

▷貸付限度額 負担額の80%または1施設あたり300万円のいずれか低い額

※詳しくは、お問い合わせください。

【相談窓口・問い合わせ】

愛媛県農業経済課
☎089(912)2528